

○近江八幡市水道事業運営委員会規程

平成 22 年 3 月 21 日

水管規程第 20 号

(目的)

第 1 条 近江八幡市給水条例（平成 22 年近江八幡市条例第 206 号）第 39 条の規定に基づき、近江八幡市水道事業運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

第 2 条 委員会は、水道事業の運営に関し、管理者（管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）の諮問に応じて審議し、又は必要ある時は管理者に建議する。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、委員 12 人以内をもって組織し、次の区分により管理者が委嘱する。

- (1) 市議会議員 3 人以内
- (2) 学識経験者 3 人以内
- (3) 水道使用者 3 人以内
- (4) その他管理者が必要と認める者 3 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第 1 項第 1 号の委員の任期は、前 2 項の規定にかかわらず、近江八幡市議会議員の任期による。

(役員)

第 5 条 委員会に、委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会議の議長となり会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の過半数以上から会議の

招集の請求がある時は、委員長は、これを招集しなければならない。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、上水道主管課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員に支給する報酬及び費用弁償は、近江八幡市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年近江八幡市条例第63号）を準用
し、報酬は、同条例別表中情報公開審査会委員の額を適用する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規程は、平成22年3月21日から施行する。